

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第96号	
事故等種類	施設損傷（定置網）	
発生日時	平成21年7月12日（日） 19時50分ごろ	
発生場所	佐賀県唐津港内 唐津港高島西防波堤灯台から真方位320° 740m付近 （概位 北緯33° 28.63′ 東経129° 58.86′）	
事故等調査の経過	平成21年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>乗組員等に関する情報</p> <p>死傷者等</p> <p>損傷</p>	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	本船：右舷側プロペラ軸が曲損及びプロペラ翼1枚に擦過傷 定置網：脇ロープ3本が切損し、定置網が一部破損	
事故等の概要	本船は、船長ほか3人が乗船し、唐津市高島西方沖を約15～19ノットの速力で北北西進中、平成21年7月12日19時50分ごろ、同島西方沖に設置された定置網に乗り入れた。 本船は、付近にいた船舶により救助され、自力で帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約10m/s 海象：潮汐 上げ潮初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、波浪のある状況で航行中、適切な見張りを行わなかったため、定置網に設置された浮標灯が確認できず、定置網に気付かなかったものと考えられる。 船長は、波飛沫が窓にかかり、ワイパーを使用しながら高速力で航行中、衝撃を感じ、海面を見て初めて定置網に乗り入れたことに気付いたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、高島西方沖を波浪のある状況で航行中、適切な見張りを行わなかったため、定置網に設置された浮標灯が確認できず、定置網に乗り入れたことにより発生したものと考えられる。	